

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第92号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年11月8日 21時12分ごろ
発生場所	長崎県平戸市平戸島南東方沖 平戸市所在の前津吉港沖防波堤灯台から真方位124° 1,900m付近 (概位 北緯33° 12.0′ 東経129° 28.4′)
事故等調査の経過	平成24年11月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利運搬船 第三 ^{みちびき} 導丸、498トン 133071、大明海運有限会社 B 漁船 ^{よしえい} 義栄丸、4.68トン NS3-500325（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷外板に擦過傷 B 左舷船首外板に破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが、単独で船橋当直に当たり、約11ノットの対地速力で自動操舵により平戸島南東方沖を北北東進中、平成24年11月8日21時00分ごろ右舷前方に漁船群の灯火を認めたので、漁船群の中を漁船を避けながら航行した。 A船は、22時25分ごろ、平戸瀬戸を航行中、海上保安庁の停船命令を受け、その後、A船の右舷外板に擦過傷が見つかり、付着した塗料成分がB船のものと一致したことから、B船と衝突したことが明らかになった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、平戸島南東方沖において錨泊中、船長Bが、操舵室内で釣具を作っていたところ、21時12分ごろ、衝撃を感じ、B船の左舷船首とA船が衝突したことに気付いた。 船長Bは、集魚灯を点滅させてA船に停まるよう、合図を送ったが通り過ぎてしまったので、118番に通報した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長Aは、本事故発生場所を昼夜を含めて月に10回程度通航していたが、ふだんから、付近には多数の漁船がおり、避航のために右舷

	<p>側へ寄ると浅瀬に乗り揚げの虞があるので、漁船群の中を漁船を避けながら航行していた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、漁船の数がいつもの約1/5～1/10と少なかったので気が緩んでいた。</p> <p>船長Bは、操舵室内で右舷内壁に背中をもたれて釣具を作成中であり、同室右舷側の扉は開けていたが、左舷側の扉は閉めていたのでA船が見えなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、平戸島南東方沖を北北東進中、船長Aが、漁船群の中を漁船を避けながら航行していたものの、いつもより漁船の数が少なかったため気が緩み、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、平戸島南東方沖で錨泊中、船長Bが、船橋内で釣具を作成することに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、平戸島南東方沖において、A船が北北東進中、B船が錨泊中、船長A及び船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船群の中を航行する際は、船橋の外にも人員を配置するなどして見張りを適切に行うこと。 ・錨泊中であっても、周囲の見張りを行うこと。 ・漁船群の付近を通過するときは、できる限り漁船群から離れて航行するとともに、乗り揚げの虞が少ない平戸島南東方沖の米瀬から音無瀬にかけて北東方に広がる浅瀬の東側を航行することが望ましい。